

9月は高齢者向け悪質商法被害防止キャンペーン月間です

悪質商法やニセ電話詐欺による高齢者の被害が依然として後を絶たないことから、9月をキャンペーン月間と定め、県と県警と町が連携して啓発活動を実施します。

一人暮らしや、昼間自宅で留守番をしている高齢者を狙った被害が増えていますのでご注意ください。

【事例1】

健康食品の電話勧誘があった。断つたのに、代金引換配達で商品が届いた。どうすればよいか。

事例1アドバイス

断っているのだから受け取る必要はありません。受け取り拒否をしましょう。

【事例2】

昨日、知らない電力会社から「電力の自由化に伴い、当社と契約すれば電気を安く提供できる。説明をしに訪問したい」と電話があった。注意点を教えてください。

事例2アドバイス

平成28年4月1日から電力小売りが全面自由化され、電力小売り業者を自由に選べるようになりました。「今までよりも5%安くなる」と言われたのに安くな

らなかった」「電力と〇〇をセットにすれば安くなる」と言われ、必要のない商品がセット販売された」などの相談が寄せられています。契約をするときは内容をよく確認しましょう。電力を電話勧誘や訪問販売で契約した場合は、クーリング・オフができます。電力小売り業者は国の登録を受けなければならず、経済産業省・ガス取引監視等委員会のホームページで登録業者名を確認できます。

◎クーリング・オフとは？

訪問販売や電話勧誘で契約した場合、契約書面を受け取った日から8日間は無条件で解約ができます。

クーリング・オフをする時ははがきで通知を出します。書き方は下記をご参照ください。

消費生活相談は「188」へ！

悪質商法による被害、不適切な表示に関するトラブル、製品やサービスなどによる危険や危害などについて相談したいときは、局番なしの「188」をご利用ください。

「188泣き寝入り」と覚えてください。

クーリング・オフはがきの書き方

簡易書留

事業者住所
事業者名
代表者名 様

(クレジット契約のある場合には、
信販会社宛も作成)

はがき表面

通知書

次の契約を解除します

契約年月日 ○年○月○日
商品名 ○○○○○
契約金額 ○○○○○円
販売会社名 株式会社○○
(担当者名) △△△
クレジット会社 ×××株式会社

(通知を出した年月日)
(自分の住所・氏名)

はがき裏面
クレジット会社宛

通知書

次の契約を解除します

契約年月日 ○年○月○日
商品名 ○○○○○
契約金額 ○○○○○円
販売会社名 株式会社○○
(担当者名) △△△

支払った代金○○円を返金し、商品
を引き取ってください

(通知を出した年月日)
(自分の住所・氏名)

はがき裏面
販売会社宛

はがきなどの書面に、「契約を解除する」旨を明記し、販売店宛に通知します。
商品代金の一部または全部を支払い済みの場合は、支払った金額を返金するよう記載し、すでに商品を受領している場合には、引き取りを求めます。
記入したはがきの両面のコピーをとって、保管しておきます。
はがきは、郵便局の窓口に行き、「簡易書留」で証拠が残る方法で発送します。
クレジット契約をした場合には、はがきをもう一枚用意し、クレジット会社にも同様の通知を出します。